

る額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第4条の3に改め、「附則第7条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(以下この条において「新退職手当条例」という。)附則第11項(新退職手当条例附則第13項及び第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項においてその例による場合を含む。)及び第12項の規定の適用については、新退職手当条例附則第11項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第3条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。